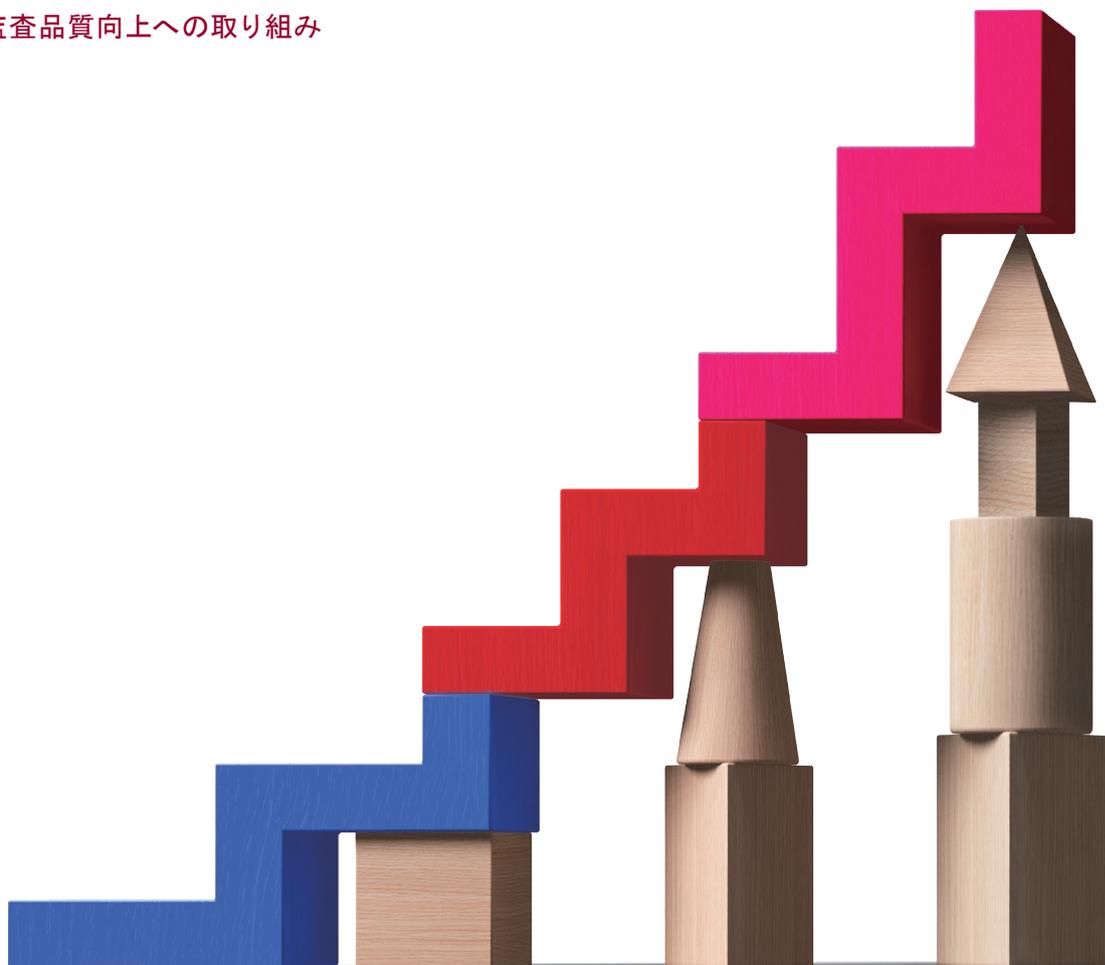


2020 REPORT

監査品質向上への取り組み



CONTENTS

01	理事長パートナーからのご挨拶	P3
02	三優監査法人の法人文化	P5
03	三優監査法人のビジョン	P7
04	ガバナンス体制	P9
05	独立第三者委員と理事長の対談	P13
06	コラム～各本部の取組み～	P17
07	品質管理	P23
08	人材育成	P28
09	外部機関からのレビューと検査	P29
10	海外ネットワークファーム	P31
11	国内ネットワークファーム	P33
12	ガバナンス・コード対応状況	P35
	三優監査法人プロフィール	P38

創業以来のDNAを継承しながら、 新たな成長に向けて

創業以来の信頼を基盤に

三優監査法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身とし、1986年の創業以来、当法人のサポートを通じて上場企業へと成長した取引先とともに成長してまいりました。1996年には世界第5位の会計事務所であるBDOと業務提携を行い、「今後成長が見込まれるミドルサイズのクライアントとともに成長していく」というBDOの方針に共感し、これに沿って事業を拡大し、今日に至っております。

私が理事長パートナーを受け継いで3年目を迎えました。これまでさまざまな当法人の課題を洗い出し、検証を繰り返してまいりましたが、いよいよその基盤を固め、未来の成長に向かって飛躍のための一歩を踏み出す時が来たと考えています。

新たなビジョンを支えに、 「信念」を持って監査業務に臨む

時代の変化は年々スピードを増しています。グローバル化の進展はもとより、その背後にあるIT関連技術の進化もこの変化を後押ししています。企業も事業環境を取り巻くさまざまなリスクを想定しながら、安定した経営基盤を構築することを目指しており、そうした企業活動に対して会計監査の視点からの確かなアドバイスを送り、不正や問題を未然に防ぎ、正しい方向に導くことが、監査法人として最も重要な使命です。そのためには、常に中立的な立場で、被監査会社や資本市場と確固たる信頼関係にあることが大切です。

より信頼される監査法人であるために、私どもの法人構成員が常に何を念頭において業務に臨むべきか、さまざまな判断を行う中でどこに立ち返

るかという拠り所が必要であると考えました。そこで、新たなビジョン、将来に向かってありたい姿を「成長を続け、信頼を築く監査法人。」として、私たちが被監査会社や資本市場に提供する価値（コアバリュー）を、「公正かつ情熱のある監査」を掲げました。

これには、当法人が30余年にわたって積み上げ、受け継いできた考えや意識といったDNAを、次世代にも継承していこうという思いを込めています。従来から当法人は、「厳しくとも信頼される監査」をモットーに業務を行ってまいりました。新たなビジョンでは、冷静に公正性を保つという本質は守りながら、より目の前にある物事を深く掘り下げ、プリンシパルベースで判断する監査を実行していくという決意を法人全体で共有し、監査業務に臨むことを意図しています。

そうした監査を実行するために、大切にする価値観（バリュー）として、「Communication（対話）」「Cooperation（協働）」「Challenge（挑戦）」の「3つのC」を挙げました。監査の現場において、常に対話を通して互いを尊重し、一緒に働く仲間とともに協働し、常に前を向いて挑戦する姿勢を忘れないようにしようという思いを込めています。

こうしたビジョンや価値観をこれからさまざまな場面において浸透させ、成長を支えていく拠り所としていきます。

不足の事態に対応できる 多様性と柔軟性を持った組織へ

2020年初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまでのいろいろな価値観が一変し、あらゆる場面で時計の針が一気に進んだかのような感があります。まだ終息する兆し

は見えておらず、企業業績の悪化が長引くことも予想されます。そうした中で、これまでも課題として認識されていた「リモート監査」の導入が、一気に加速しています。リモート監査では現場、原憑（票）、現物を基本とする監査の三原則がなくなり、不正を誘因するとも言われていますが、こうした時こそ、私たちのビジョンに立ち返り、これまでの見方、考え方、行動を目の前の状況に合わせて柔軟に対応し、不正が起こらないように指導していくことが重要です。当法人では、従来の三原則を重視した監査とリモート監査の効率性をうまく融合させたハイブリッドな監査によって、監査品質の向上を追求していきます。

またリモートワークをはじめとする働き方の変革については、コロナウイルス収束後も後戻りすることなく、さらに進化する方向だと予想されます。今回のコロナ禍をきっかけに規制当局も現状の課題を整理しはじめており、業界全体が行動変容を許容し、どこまで変革が進むかを見守っている状況です。当法人でもライフスタイルに応じた働き方を模索してきましたが、リモートワークだけでなく、業務の効率化を図る IT インフラの整備や人事評価、オフィス環境などの整備などを含めたワークスタイル全般のグランドデザインが次の大きな課題であると捉えており、既に着手しています。

想定外の事態は今後も起こりうると思われませんが、すべてに対して対応策を準備することは大変難しいことです。しかし、いかなる事態が起きても、多様性と柔軟性を兼ね備えていれば、その状況にも順応して的確な行動変容を起こせると考えています。組織としての力を蓄えながら、被監査会社、資本市場、法人構成員の三方との信頼を高めて、監査品質の向上を図り、成長を持続してまいります。

三優監査法人 理事長パートナー

古藤 智弘



「信頼の追求」

高い監査品質の維持・向上を可能にする 三優監査法人の法人文化

当法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から監査法人を立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種・多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸

透していくことが肝要であるとパートナーおよび職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人一人が自己研鑽に励み、取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人一人が信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持ち続けています。

VISION

ありたい姿

**成長を続け、信頼を築く監査法人。**

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。

CORE VALUE

私たちの提供価値

**公正かつ情熱のある監査**

会社・資本市場・法人構成員から真に信頼される監査とは、「どのような局面にあっても、常に公正な視点と情熱を持って、物事の本質をみる監査を全うすること」だと、私たちは考えます。

VALUE大切にす
る価値観**Communication -対話-****Cooperation -協働-****Challenge -挑戦-**

[対話]を通して互いを尊重し、仲間とともに[協働]し、常に前を向いて[挑戦]していく。

**MANAGEMENT
PHILOSOPHY**

経営理念

私たちは、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。

私たちは、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指します。

三優監査法人のビジョンは、 「成長を続け、信頼を築く監査法人。」です

当法人は、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」をビジョン（ありたい姿）に掲げ、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムにとどまらず、ビジネスプログラム等を用意して人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げ、国際的ネットワーク BDO の最先端の監査ツールを有効に活用し、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点を持って、会社の課題となる事象に

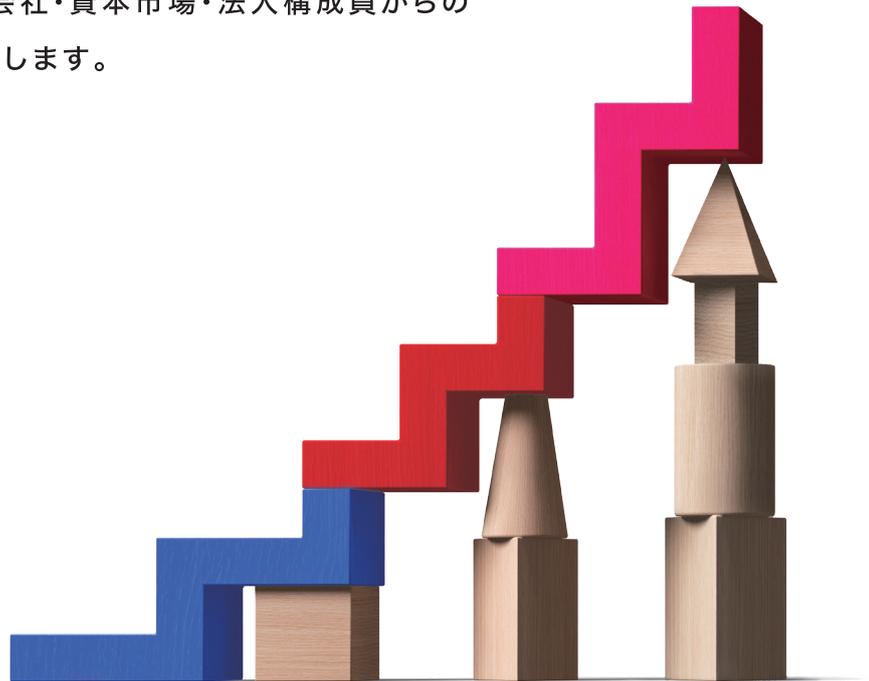
ついて多種・多様な業種・業態の IPO 経験を通じて培った視野の広さを武器に、被監査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツ、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDO の監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を追求し続けます。

成長を続け、 信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が
弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な
成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの
信頼を常に追求します。



迅速かつ適切な意思決定を可能にする 組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制」を採用しています。

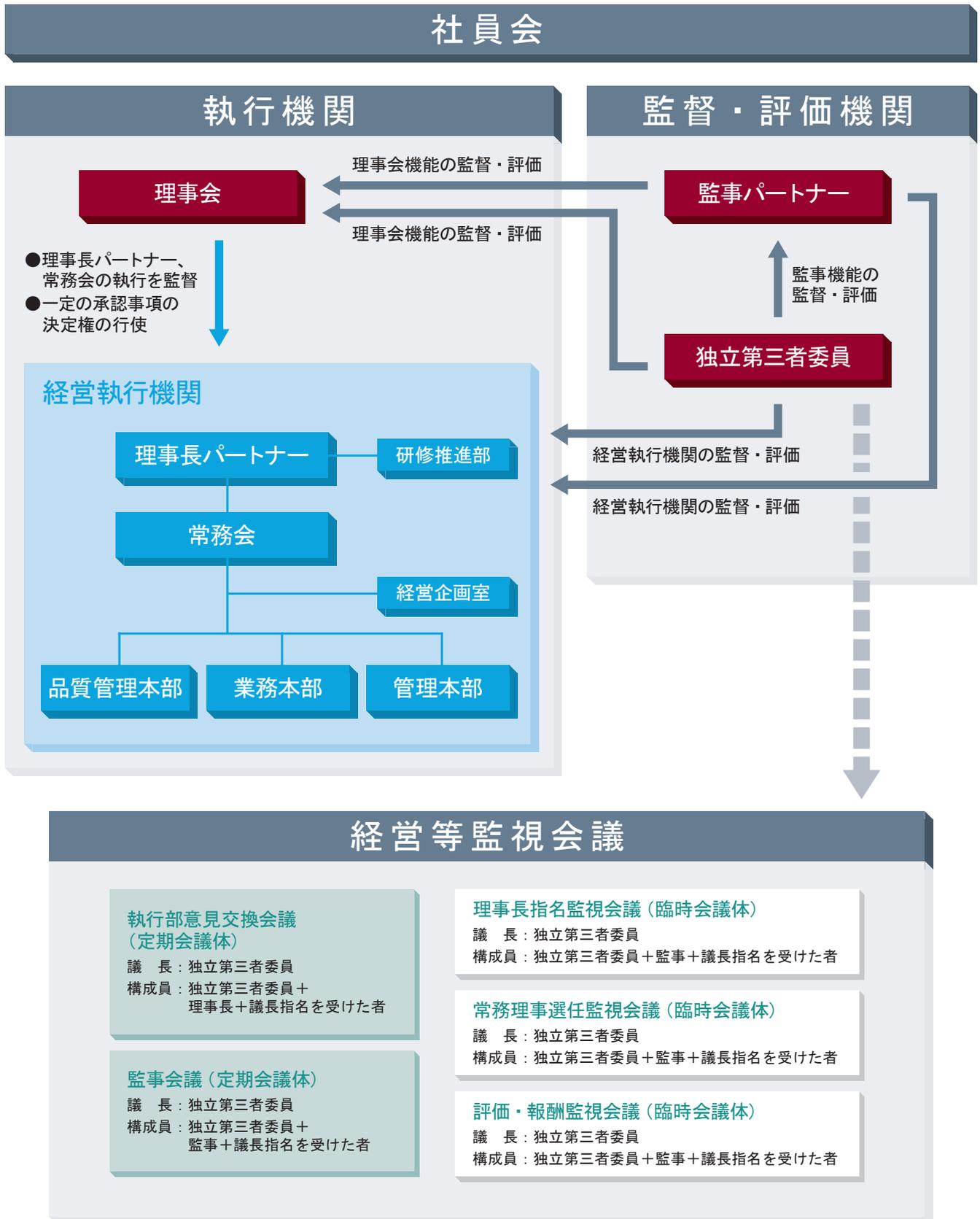
当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を設置するとともに、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理

事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう理事長パートナーを含め執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、説明義務を促す役割を与えています。

これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された「監事パートナー」、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、「独立第三者委員」を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。また、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」を設置しています。

法人ガバナンス概要



04 — ガバナンス体制

組織機関	構成員と役割	
【社員会】 議長：理事長パートナー	パートナー	年に3回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会および理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。

経営執行機関

組織機関	構成員と役割	
【理事会】 議長：理事パートナー	理事パートナー以上の役職者	毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。
理事長パートナー	理事会において理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
副理事長パートナー	理事会において副理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
【常務会】 議長：理事長パートナー	常務理事パートナー以上の役職者	毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関であります。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに十分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。
【研修推進部】	監査品質の維持・向上を図るべく、監査業務に係る知識・経験等の習得およびパートナーと職員の人間形成と向上を目的とした人材の育成・教育を行う役割を担っています。	
【経営企画室】 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させ、法人の対外的交渉業務を担っています。	
【品質管理本部】 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	<p>品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各々が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各々の責任者はパートナーが担当しています。</p> <p>【品質管理部】 監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。</p> <p>【審査部】 監査の品質維持を図るべく、監査業務における審査業務および外部に提出する報告書の審査業務の運営を担っています。</p> <p>【内部監査部】 監査品質の維持・向上を図るべく、監査業務の定期的検証および監査の品質管理システムの運用に関する日常的監視の役割を担っています。</p> <p>【リスク管理部】 監査の品質維持を図るべく、独立性の確認等に関連する業務、新規受嘱時のクライアント候補のリスクや既存クライアントのリスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。</p> <p>【テクニカル相談室】 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する監査チームからの相談事項の受け付け、相談事項に関する調査・検討を実施し、監査チームへ回答を行う業務を担っています。</p>	
【業務本部】 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任および十分かつ適切な監査チームを組成するとともに、公正かつ高品質な監査業務の実施を個々の監査チームに浸透させる役割を担っています。	
【管理本部】 責任者：常務理事 パートナー以上の役職者	職員の採用事務管理、人事評価・職場環境等の整備・運用に関するバックオフィスの役割を担う部門として管理本部を設置しています。管理本部は、人事に係る採用事務管理・評価・職場環境の整備等および監督・評価機関のサポートを行う人事総務部、法人財務を管理する経理部、法人全般に亘る IT インフラの日常的サポートを担う情報システム部から構成しています。	

監督・評価機関

委員	役割等
【監事パートナー】	社員会にて指名を受けたパートナーが法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。

独立第三者機関

委員	役割等
委員長：独立第三者委員	<p>以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策 ② 組織的な運営の実効性の評価 ③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程 ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定 ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 <p>【執行部意見交換会議】 経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。</p> <p>【監事会議】 監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。</p> <p>【理事長指名監視会議】 理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p> <p>【常務理事選任監視会議】 副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p> <p>【評価・報酬監視会議】 理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。</p>



(後列左から)
 常務理事パートナー 山本公太
 監事パートナー 鳥居陽
 常務理事パートナー 吉川秀嗣
 (前列左から)
 理事長パートナー 古藤智弘
 副理事長パートナー 岩田亘人

信頼関係構築の重要性と 変化の時代に向けた提言

日頃から執行部意見交換会議等で、さまざまなご意見やアドバイスをいただいている独立第三者委員の方々と、当法人の取り組みについて、今後の課題など忌憚のないご意見をいただきました。

高品質の監査業務への取り組み

脇田 まず、はじめに、「高品質の監査業務とその達成要件」について、お話しいただけますか。

古藤 監査法人としては、「信頼できる監査」という社会的な要求に応えるということが「高い監査品質」につながると考えています。監査チームが監査現場の中心であり、その品質をサポートするのが本部機能ということですが、この両者に一体感があることが大切です。

渋谷 最近、監査チームと品質管理部門の力関係は、どちらかという品質管理部門の影響力が強いのではないと言われることがあります。それはどうですか。

古藤 「顔の見える監査」ということが大切ですので、監査チームをとりまとめる業務本部内に品質向上推進部を設置して、両本部の目線を持ちながらバランスをとって現場をサポートしています。

島崎 被監査法人と監査人の間に信頼関係があるからこそ、高い監査品質が完成するとも言えますね。企業には、監査から出た企業経営上の課題を使って経営の質を高めたいという期待もあります。

脇田 監査人は、現場で自己の判断に委ねられることが多く、経営者と直接対話することもありますから、基本的な知識だけでなく人間力、コミュ

ニケーション能力等が必要です。それを養うためにどのような対策をとられていますか。

古藤 会計士としては、被監査会社から信頼を受け、きちんとした情報を入手して判断するためにも、会計に関する知識だけでなく、さまざまな経験や知識をふまえて経営者と意見交換し、時には不正を見抜くセンスや洞察力が必要です。私は日頃から、OJTで仕事を通じて学ぶほかに、自分の長所や特徴を生かした「武器」を持ってほしいということをおパートナー・職員に話しています。また、研修推進部を私の直轄として、若手の職員からパートナーまでが同じテーマでディスカッションする等のアクティブラーニングを導入し、議論しながら相互に高め合う機会を設けています。

IPOを手がけてきた強みを 人材育成に活かす

渋谷 コロナ禍の中、リモートワークが増えて、人材育成は難しいのではと懸念しています。OJTは重要ですが、なかなかできないのではないですか。

島崎 働き方としては、リモートとリアルをうまく取り入れてハイブリッド型で進む方向だと思います。人材育成では、座学はリモートでもできると思いますが、人間力を鍛えるのは難しい。幸いにも、三優監査法人はパートナーと若い会計士の距離が近い法人ですので、仕事を通じてリーダーシップ力やコミュニケーション力を育成していくのがいいと思います。

脇田 「距離が近い」というのは、良い着眼点ですね。



渋谷 道夫氏

●現職

(株) ハイデイ日高 監査役
神奈川中央交通(株) 監査役

●略歴

1989年 日本公認会計士協会 理事
2000年 新日本有限責任監査法人
常任理事
2011年 (株) 良品計画 監査役
2015年 (株) 新生銀行 監査役

脇田 良一氏

●現職

博士(商学) 早稲田大学
明治学院大学名誉教授

●略歴

2000年 明治学院大学学長
2004年 金融庁/公認会計士・
監査審査会常勤委員
2010年 早稲田大学商学学術院教授
2011年 名古屋経済大学大学院教授

島崎 憲明氏

●現職

IFRS 財団 アジア・オセアニア
オフィス シニアアドバイザー

日本公認会計士協会 顧問

野村ホールディング(株)
取締役・監査委員会委員長

●略歴

2005年 住友商事(株)
代表取締役兼副社長執行役員
2009年 IFRS 財団 トラスティ

古藤 そうですね。また、私たちは IPO 監査を強みとしていますが、企業を上場の準備段階から、議論し指導しながら成長を支えています。そうした場で先輩の背中を見ながら培ってきたものが当法人の原動力であり、これを継承していかなければなりません。IPO に携わるという経験は、大きな成長要因ですので、若い人たちにもどんどん経験してほしいと思います。

島崎 IPO 案件が多いことは、人材育成という面

では大きな可能性を持っているということですね。

渋谷 IPO はクライアントと一緒に成長できる良い機会ですから、この伝統を守っていただきたいと思いますね。

被監査会社との信頼関係がより 監査品質を高める

脇田 被監査会社と監査人は対立した関係ではなく、相互の信頼関係が必要だと思いますが、その

点はいかがですか。

古藤 おっしゃるとおり、被監査会社とはそれぞれの立場はありつつも、互いに信頼できる関係であることが大切だと思います。その観点から、今、被監査会社に対して、年2回アンケートをお願いしていますが、苦言をいただいた場合は私が直接訪問して事情をお聞きし、それを法人内にフィードバックしています。

島崎 企業とのコミュニケーションは品質向上や満足度向上にもつながりますので、さらに充実させてほしいと思います。企業経営者側としても、

会計監査は企業統制の一環であるという意識は高まっていて、監査人のアドバイスには耳を傾けるようになっていきます。

脇田 対立ではなく、ともに市場に対して信頼性の確保された情報をディスクローズしていくところに、監査人の存在意義があると言えますね。

島崎 良い監査をしてもらうために、監査法人が要求するすべての情報を提供するという先進的な企業もありますが、そういう企業が増えてこなければいけない。それが高い監査品質にもつながると思います。✓



古藤 私たちもそうありたいと思います。財務諸表は、企業の経済行動を数字に反映したもので、そこに人間の判断が入るわけですから、監査人はここを見なければいけない。人を見る土台となる信頼関係がなければ財務諸表の保証もできません。

リモート監査とデジタル監査のこれから

渋谷 今後もリモート監査が続いていくと、コミュニケーションはどうなるのか、監査において「現物を見ない」という状況で、不正は防げるのかということ、私は心配しています。

古藤 リモート監査はコロナ禍で一気に加速しましたが、その中で監査の三原則とも言える「現場・原憑・現物」を見ることは難しくなってきました。今後リモート監査がどこまで根付くのかは、慎重に見ていかなければなりません。元に戻ることはないとしても、リモート監査を乱用すれば監査の本質を見失うこととなります。

島崎 不正の発見はリモート監査では難しいと思いますが、一方では世界で加速しているデジタル監査においては、不正を発見しやすくなっています。このバランスをどうするのかということですね。✓

古藤 リモートワークでは、人材育成の面ではOJTも含めてやりにくいということはありますが、工夫して取り組んで行かなければなりません。監査のデジタル化の加速に備えた取り組みは、組織も含めて今後の課題です。

島崎 BDOグループはITの活用では相当進んでいるでしょうし、中堅法人でこうしたアドバンテージがあるところは少ないので、これをきっちり使っていくべきですね。

古藤 そうですね、世の中の流れをキャッチアップするために、提携先のBDOとのリレーションやノウ

ハウの共有についてはしっかり対応していきます。

渋谷 デジタル化で不正は防げると期待はできませんが、できるだけ現物を見るということは忘れずに取り組んでほしいですね。

成長を続けるための新ビジョン

脇田 今度新しく作られたビジョン[※]についてもご説明いただけますか。

古藤 今回、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」であることをより意識するために、新たなビジョンを策定しました。コロナも含め、環境の変化の ✓



中で、何を指針とするか、人間関係を深めていくために意識することは何かを強調しています。組織としても、監査メンバーの一人としても成長を続け、信頼を築いていくことで、法人として社会のニーズにあった成長をしていくという宣言でもあります。

渋谷 クライアントとの信頼関係ができれば、何でも相談できる、不正をしにくい状況をつくることができると思います。

島崎 監査環境の変化としては、監査領域の広がり、リスクやESGといった非財務情報の開示が進

んでいますので、今後はこれに対応できる人材の育成も大切ですね。

脇田 最後になりますが、私ども、独立第三者委員としては、「三優監査法人の経営執行部及びパートナー・職員の方々は、各自の公益的使命を常に自覚し、協同組織体として、組織的かつ実効的に職務を果たし、監査依頼者の方々および監査報告書利用者の方々の期待に応えることのできる『高品質』の監査・保証業務を実施する努力をされている」と評価していることをお伝えして、本座談会の結びとしたいと思います。

監査品質向上のための、 各本部・プロジェクトの取り組み

業務本部



業務本部長

山本 公太

業務本部には、監査部門、品質向上推進部、システム監査部、IFRS 推進室、アドバイザリー部の5つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれています。パートナーおよび職員の大半が5部門のいずれかに属している本部であり、個別業務の運営を統括しています。

業務本部が掲げるテーマは、「対話を通じた協働」、「人材育成による成長」および「業務品質の確保・向上」の3つです。

対話を通じた協働

監査法人の特性として、業務の専門性に加え、個々人のプロフェッショナルとしての意識が高いことが挙げられます。パートナーおよび職員に対して、公式、非公式を問わず定期的な対話の場を設定し、双方向の情報共有とコミュニケーションの充実を図っています。対話を通して互いを尊重し、仲間とともに協働することで、より一層の団結力強化に取り組んでいます。

人材育成による成長

法人全体のパフォーマンスを向上させることを目的に、個々人の成長を支援する仕組みを整え、各本部と連携して、採用から育成までを踏まえた人材プランの構築に取り組んでいます。

業務品質の確保・向上

業務品質の確保と向上は監査法人として必須の命題です。品質向上推進部を中心に品質管理本部と連携して、個別監査業務における深度と品質管理本部による諸規程等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図っています。

KAMについて

(Key Audit Matters: 監査上の主要な検討事項)

監査の信頼性向上の観点から、監査人が実施した監査の透明性を向上させ監査報告書の情報価値を高めるために、2021年3月期に係る金融商品取引法監査より、監査報告書に「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を、「監査上の主要な検討事項（KAM）」として記載することが求められます。

当法人は、KAMの導入前から被監査会社の監査役等および経営者とのコミュニケーションは重要と捉えて、四半期ごとのコミュニケーションを実施してきました。また、KAM候補の一項目である特別な検討を要する事項についても、早い段階から協議を進めていました。

今回、KAMの導入にあたり、被監査会社の監査役等および経営者とのコミュニケーションをこれまで以上に充実させることにしました。日本より

先行してKAMを導入している英国等のノウハウをBDOから得ながら、法人内にプロジェクトチームを立ち上げ、パートナーを中心としたKAMへの対応に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

KAMの実質導入初年度である2021年3月期には、監査役等および経営者と監査の早い段階からKAMの候補について協議を重ねています。なお、当該協議に際しては、監査を審査する審査担当者との協議を得ることとしています。また、期中においては、その候補の変動について、監査役等および経営者と随時協議しています。

このような過程を経たうえで、最終段階にてKAMを確定し、草案や注記等の開示を協議していきます。

情報提供価値のあるKAMを監査報告書に記載することで、監査の透明性を高め、当法人の監査の信頼性の向上を図っていきます。

監査およびKAMの年間スケジュール例（3月決算会社）



品質管理本部



品質管理本部長
吉川 秀嗣

2018年7月5日に監査基準が改訂され、監査プロセスの透明性の向上を目的に、金融商品取引法監査の監査報告書を対象として、KAMが記載されることになりました。2020年3月期より早期適用が始まっており、2021年3月期からは全面適用となります。

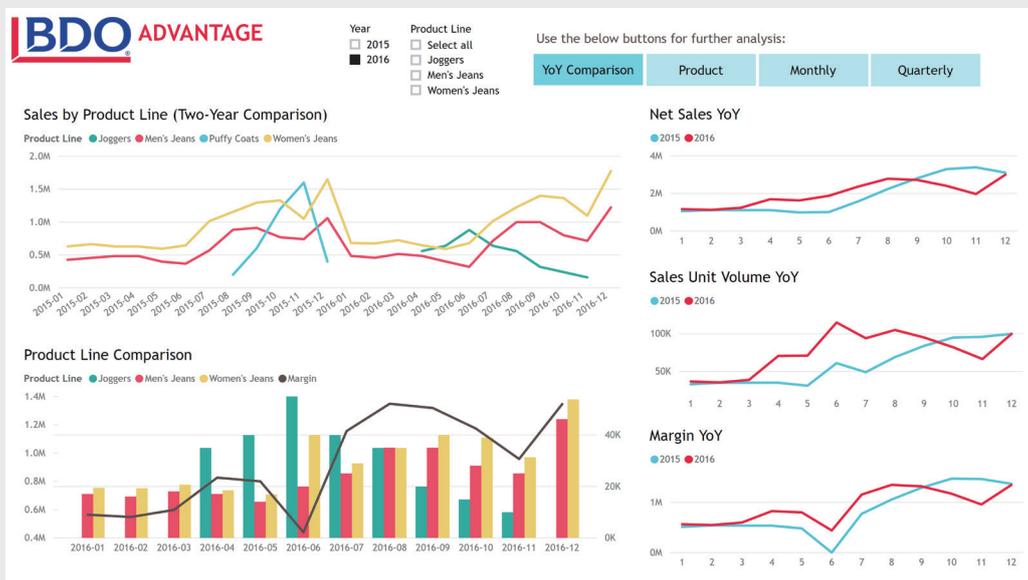
また、農業協同組合、社会福祉法人、医療法人等へと監査領域も広がり、監査業界に寄せられる期待・役割も大きくなっており、監査品質の向上は当法人に課せられた大切な使命と認識しています。

「効率的な監査の実施」と「監査品質の向上」は一見すると両立しない命題のように見えるかもしれませんが、「監査品質の向上」のためには「効率的な監査の実施」が不可欠であると考えています。

高品質の監査を実施するためには、監査リスクの高い領域に監査資源を重点的に投下することが必要です。しかし、監査を実施する“ヒト”と“時間”が有限である以上、監査に係る業務処理を効率化して“ヒト”と“時間”を生み出さなくてはなりません。効率化により余裕を持った監査を実施することで、監査品質の向上を図っていきます。

監査の効率化のために、当法人は、Audit Data Analytics (ADA：監査におけるデータ分析)の活用に取り組んでいます。監査には被監査会社の膨大なデータを分析・加工し、リスクの高い監査領

域を絞り込む、相当な手間と時間を要する手続があり、これを大幅に削減するためにADAを導入しています。



また、BDO より、監査の基本ツールとして利用していた APT (Audit Process Tool) を大幅に機

能向上させた APT Next Generation がリリースされ、2020 年 7 月より利用を開始しています。

ACCOUNT #	ACCOUNT BAL.	F.	L/S	GROUPS	OPENING	ADJUSTMENTS	FINAL B/D 2019	PY B/D 2019	P2 B/D 2019	P3 B/D 2019	P4 B/D 2019	BUD
1000	Petty Cash	A			949.00	0.00	949.00	2,297.00	892.00	318.00	672.00	
1005	Bank of Anytown	A			-4,486.00	1,000.00	-4,486.00	4,992.00	1,486.00	14,910.00	24,876.00	
1020	Bank of Anytown	A			51,405.00	0.00	51,405.00	18,908.00	36,578.00	-4,968.00	-4,888.00	
1022	Bank of Anytown	A			103,174.00	0.00	103,174.00	71.00	16,880.00	0.00	0.00	
1070	Investments - S...	M			2,026,950.00	0.00	2,256,050.00	2,256,050.00	2,274,210.00	2,070,034.00	2,065,466.00	
1090	Accrued Interest	C			10,038.00	0.00	10,038.00	10,038.00	10,038.00	10,887.00	15,423.00	
1100	Accounts Receivable	C			10,369.00	0.00	10,369.00	12,755.00	647.00	13,958.00	21,641.00	
1110	A/R Other	C			13,697.00	1,000.00	14,697.00	10,388.00	4,007.00	5,220.00	26,664.00	
1200	A/R - Trade	C			188,945.00	0.00	188,945.00	144,056.00	182,823.00	100,030.00	152,256.00	
1300	Allowance for D...	C			-24,958.00	0.00	-24,958.00	-24,958.00	-10,864.00	-16,678.00	-13,465.00	
1411	Building	M			5,073.00	0.00	5,073.00	5,073.00	0.00	0.00	0.00	
1481	Computers	M			40,866.00	0.00	40,866.00	36,326.00	36,326.00	36,326.00	36,326.00	
1470	Accumulated De...	M			-35,561.00	0.00	-35,561.00	-35,327.00	-34,895.00	-34,278.00	-33,397.00	
1480	Accumulated De...	M			-6,971.00	0.00	-6,971.00	-6,971.00	0.00	0.00	0.00	
1499	Undeposited Fu...	A			18,826.00	0.00	18,826.00	61,786.00	21,286.00	763.00	71,621.00	
2000	Accounts Payable	C			-85,076.00	0.00	-85,076.00	-90,847.00	-85,675.00	-69,710.00	-32,898.00	
2002	AP Other	C			0.00	0.00	0.00	0.00	16,300.00	0.00	0.00	
2011	AP - USD	C			-75,950.00	0.00	-75,950.00	-20,000.00	-20,000.00	0.00	-52,000.00	
2040	Accrued Liabilities	M			0.00	0.00	0.00	-1,376.00	10,907.00	-12,600.00	-15,328.00	
	GRAND TOTAL				0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

APT Next Generation 導入による効果

▶操作性の向上

操作性が大幅に向上し、どの画面からもリスク認識や担当者への指示が行えます。

▶作業の効率化

Trial Balance Manager の導入により、「被監査会社のデータの取り込み」「分析シートの自動作成」「監査で発見された修正事項の管理」等の効率が向上しました。

▶進捗管理機能の向上

ステータス管理を画面上で容易に行うことで、進捗管理がより効率的に行えます。

▶タイムラグの解消

作業内容が瞬時にアップデートされるため、上位者のレビューが適時に行えます。

当法人では、これからも監査のテクノロジーを適切に活用し、監査品質の向上を継続していきます。

テクノロジー Key Concept



管理本部



副理事長 パートナー
管理本部長

岩田 亘人

管理本部では、人事総務部、情報システム部、経理部を所管しており、一般企業と同様に、バックオフィスとして他部門（業務本部、品質管理本部）が効率よく快適に業務を行うための環境づくりを進めています。

昨今の監査現場は、作業量の増加もあり人員不足の傾向が続いており、監査スタッフ一人一人の作業負担が大きくなっています。監査業務の効率化と人員不足の解消は、当法人の最も重要な経営課題の一つであり、管理本部では、人材定着、採用強化、生産性向上のサポートを重要課題と認識し、これに取り組んでいます。

人事総務部では、人事制度やしきみ、評価、法令対応などを担当しており、「準大手監査法人の中で一番働きやすい職場環境」を目指すことで、優秀な人材の確保にもつなげていきます。

情報システム部では、システムの開発・運用・保守並びに情報セキュリティを担当しています。今後、より一層「リモート監査」が進むことが想定されること、また一方では企業の情報漏洩等が問題となっていることから、監査現場ではより高度なセキュリティが求められており、これらをサポートしています。

人事制度改革

当法人には、多様なキャリアを持つ人材がおり、それぞれに応じた的確な評価制度が必要とされています。また、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな働き方、キャリアの求め方を理解し、これに対応するために、ワークライフバランスをふまえた人事制度改革に取り組んでいます。

当法人では、「業務品質向上」と「組織貢献」の2点を基本となる評価基準としています。全役職員がこの2点を意識しながら、モチベーションを高く持って業務に取り組むよう期待しています。同時に、役職員双方が納得できる評価基準を明確にするために、以下の「4つのしきみ」を設定しています。

- ①職種や働き方に応じた人材像を明確化し、キャリアビジョンを描けるしきみ
- ②業務品質や組織貢献の度合いに応じた納得性の高い人件費を配分するしきみ
- ③成長意欲を向上させる、公平性・透明度の高い評価処遇プロセスのしきみ
- ④キャリアモデルに応じた育成を後押しするしきみ

評価する側に対しても、公平で明確な評価を行うためのスキルアップを図る研修などを実施しています。リモートワークの導入が本格化するなか、これまでとは異なる評価基準が必要となりますが、基本となる評価基準に立ち返り、柔軟に対応していきます。

「4つのしきみ」を着実に実施することで、生産

性の向上や人材の定着につなげて満足度の高い業務環境をつくり、当法人の将来の事業の拡大、発展につなげてまいります。

また、積極的に役職員の声を聞くための「目安箱」を設置し、幅広く意見や要望を吸い上げ、職員にとってメリットがあると判断されたものについては改善、対応を図るなどの取り組みも進めており、働きやすい職場づくりに活かしています。

IT投資プロジェクト

業務環境の向上と業務効率化を目指し、積極的にITへの投資を実施します。具体的には、次の3点を重点施策としています。また、セキュリティ対策についても必要な投資を実施しています。

①ルーティン業務時間の短縮

データの入力や受け渡しのルーティン業務にかかる時間を短縮することで、専門的判断等の「真の仕事時間の確保」を目指します。具体的には監査業務で利用する分析ツール等の導入を検討しています。また、データの受け渡しについてはBDOが提供するサービスの導入を検討しています。

②法人内コミュニケーションの向上

業務の特性上、監査チームのパートナーおよび職員は互いに離れた場所にいることがあり、メールや携帯電話だけではコミュニケーションが非効率になる場合があります。このため、導入済みのビジネス用チャットシステムを活用し、作業場所が離れていても、チーム内のコミュニケーションを円滑に行える環境の整備を図ってきました。今後は、対面と遠隔のコミュニケーションのメリット・デメリットを踏まえた上で、それらをうまく活用し生産性の向上を目指していきます。

③ペーパーレス化

監査調書、社内承認申請書等、紙の資料が作業の中心であるため、ペーパーレス化を推進することで効率化を図ります。すでに監査調書の電子化は導入しており、今後は電子承認システムの導入等の周辺業務のシステム化も検討しています。

本格的な リモートワーク制度の 導入に向けて

当法人では、多様化する働き方に対応すべく、まずは介護や育児を担う職員等を対象としたリモートワークを導入してきました。また、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中を見据え、リモートワークの適用拡大やサテライトオフィスの設置などの準備を進めていました。

2020年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大により、2月後半からは順次業務をリモートワークに切り替え、緊急事態宣言期間中（4月7日～5月25日）には、リモートワークの割合が8割に達しました。緊急事態宣言が解除された6月以降も、概ね5割はリモートワークで対応しています。

今後、さまざまな業界がより積極的にリモートワークを取り入れていく方向性はさらに進むと想定されます。当法人では、コロナウイルス収束後については、改めてそのルールや体制などを検討しながら進めてまいります。リモートワークに対する法人内でのアンケート等で判明したメリットは前向きに評価し、組織に対する帰属意識への課題等のデメリットを検証していきます。本格的なリモートワーク体制の構築に向けて、多様性を受け入れる法人としてふさわしい業務体制の構築や法令対応を行ってまいります。

高品質な監査を支える体制

監査チーム

高品質な監査業務を遂行するため、バランスのとれた監査チームの組成を図っています。監査チームの組成にあたっては、監査の専門家として正当な注意等を払う職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験および教育・訓練等を通じて得られた監査業務の理解度並びに業務量等を考慮し、監査リスク等を総合的に勘案して、業務執行社員を中心にバランスのとれたチーム構成となるよう努めています。

また、監査チーム内に限らず監査チーム間でも経験や情報を共有すべく、品質向上推進部の活動を通じて、定期および随時のミーティングを実施し、各人が積極的に議論を行い、研鑽を積む場を設けています。

業務本部

業務本部では、監査チームの組成と適切かつ効率的な個別監査業務の実施を図っています。監査チームは、専門的能力、実務経験および監査リスク等を総合的に勘案して、業務執行社員を中心にバランスのとれたチーム構成となるよう組成しています。

また、個別監査業務における深度と品質管理本部による諸規程等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図るために、監査現場により近い形で、かつ、より事前的な対応を図るべく品質向上推進部を設けています。品質向上推進部が実施する期中レビューおよび研修等を通じて、被監査会社が属する業界特有の知見や監査上のリスクおよび監査手続きの知見を高めています。

マネジメント

当法人は、資本市場からの社会的期待・要求水準に応える監査を遂行することを第一義に掲げ、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」というビジョンを主軸に法人理念・文化を構築し、パートナーおよび職員一同が日々精進しています。これらの理念・文化の浸透を図るために、監査の最前線に立って監査チームをリードするパートナーに対しては、適宜パートナー意見交換会を開催し、職員に対しては、研修・OJTを実施しています。さらに、変化の著しい社会状況へ対応するために、パートナーを対象としたオフサイトミーティングを開催し、相互理解を深め、結束力を高めることを目指しています。

BDO

当法人は、1996年から世界の5大会計事務所の1つであるBDOと提携しています。各国のメンバーファームは、グローバルで監査のマニュアルやツールを共有し、グローバルで統一の基準で監査を実施しています。

また、当法人は、BDOとの四半世紀に渡る提携関係を基盤に、年次のAsia Pacific Regional Conferenceにおける各国のパートナー等とのコミュニケーションや、JAPAN DESK Meetingにおける当法人による情報発信等によって、各国のメンバーファームとより強固な信頼関係を構築し、円滑なコミュニケーションを図ってきています。これにより、よりリスクにフォーカスした効率的、効果的なグループ監査の実施や、法人レベルの監査品質向上につなげています。

品質管理

①監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

②諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査の基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等を開発しています。

③監査実施者の教育・訓練に関する事項

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要とされる能力と適性を高め、誠実な人材育成を進めるための研修を計画的に実施しています。また、単なる専門家育成に留まらず、ビジネスプログラム等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人材の育成に努めています。

研修事項については、職業倫理に関する事項を始め、不正事例、監査品質の維持・向上を図るだけでなく、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つ研修プログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングを取り入れ、より実践的な取り組みを実施しています。

継続的専門制度（CPE）の平均研修受講時間



④専門的な見解の問合わせ

判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問合わせを行い、当該問合わせに対する最終見解を得て判断しています。

⑤品質管理のシステムの監視

品質管理システムの遵守状況を監視するために、各監査業務に対して監査意見表明前に審査を行っています。また、監査意見表明後には、社会的な影響が大きい会社等の監査業務に対して定期的検証を実施しています。

(1) 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ることとしています。コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

(2) 定期的検証

監査業務の定期的検証の対象については、社会的な影響力が大きい会社等を対象として、概ね3年を超えない期間で、すべての監査パートナーについて1つ以上の監査業務が対象となるように選定しています。

この検証は品質管理本部の構成員を中心に行われ、その検証結果については「定期的検証報告書」とりまとめられ、個々の指摘事項に対する改善措置の実施をそのパートナーに求めています。また、検証全体の指摘事項およびその発生傾向を分析した結果については、改善措置を含めた報告書を理事会に提出し、内容について所内研修を通じて周知を図っています。

定期的検証の結果の割合

検証結果	2019	2020
適切	10%	—
問題ないが、改善を要する一部の領域がある	90%	100%
改善を要する重要な領域がある	—	—
不適切	—	—

⑥職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての者に対し、「職業倫理に関する誓約書」または「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等（当法人を含む）並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

独立性の確認率



(2020、2019ともに)

さらに、BDOの規定に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。

監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続に基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、継続して関与できる期間として7会計期間を超えないこと、および必要なインターバルとして最低2年と定めて管理・運用しています。

⑦通報・申立制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、「通報制度」「申立制度」を整備し、運用しています。通報制度は、法人外部からのホットラインとしての制度であり、申立制度は、法人内部からのホットラインとしての制度です。

これらの中で監査リスクや不正リスクの恐れのある事項については、理事長パートナーおよび関与業務執行社員に即時に伝達され、品質管理本部をはじめ必要な部署に共有されたのち、監査チームだけに留まらず法人としての取り組み事項として、その脅威を解消するように努めています。

⑧ステークホルダーとの対話

(1) 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

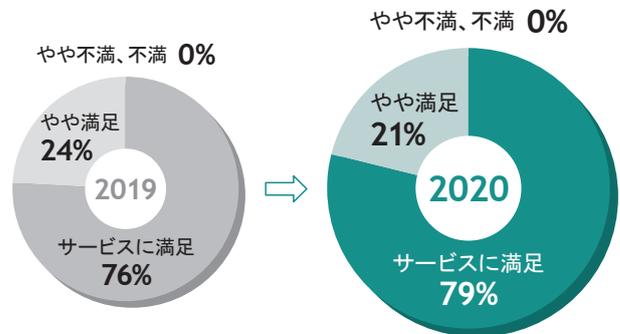
被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確かめ、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営幹部および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

また、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について監査役等と協議を行っています。

(2) マネジメント層

当法人では、監査業務の遂行および当法人の組織的な運営の改善のため、年に2回、被監査会社のCEO、CFO および監査役等に対してアンケートを実施しています。その結果は、タイムリーに各監査チームの業務執行社員にフィードバックされ、監査業務の改善に活用しています。また、アンケート結果については、匿名性を担保の上で、全体の傾向や個別の回答が、適宜、理事会に報告されることで、当法人の組織的な運営の改善に活用しています。なお、理事会参加以外のパートナーや職員においても、定期的に全体の傾向やそれらの回答を共有するようにしています。

CEO、CFOおよび監査役等に対するアンケート結果



最も重要な財産は「人財」です

採用方針

「信頼」と「成長」を軸に、「対話」「協働」「挑戦」の3つをキーワードに

組織の一員として

- 相互に信頼し、尊重できる人物
- 相互に対話し、思いやる心を持つ人物
- 常に自己研鑽に挑戦し、組織とともに成長できる人物

顧客に対して

- 高度な能力、人格を有し、顧客から信頼される人物
- 顧客との対話を大切にして、柔軟な判断ができる人物
- IPO等を通じ、顧客の挑戦、成長を支えることのできる人物

を求める人物像としています。

職位ごとの人員構成 (2020年6月30日現在)

職位等	人数
パートナー	31
シニアマネージャー マネージャー	49
シニアスタッフ ジュニアスタッフ 等	101
事務職員	27
(合計)	208

人事評価

監査法人にとって最も重要な財産は「人財」です。被監査会社をとりまく環境を理解した上で、職業的懐疑心を保持して監査に取り組むことが監査人にとって肝要と考えます。当法人のビジョンである「成長を続け、信頼を築く監査法人。」に共感する人材を受け入れ、日々の業務運営上においてもその理念を心がけています。

人事評価制度（2018年度改定）では、業務品質や組織貢献の度合いに応じた、公平性・透明性の高い評価制度を基本としています。品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。

また、評価結果については面談を通じて本人へのフィードバックを行い、継続的に業務へ反映しています。人事評価制度は、求める人材像に適合する人員を評価する制度になっており、さらには、パートナーおよび職員の育成、成長支援につながる仕組みとしています。

人材交流

監査業務以外の多様な業務を経験することは、「人間力」を高め、環境変化への適応力を培う機会と考えています。当法人では、パートナーおよび職員に対し、日本公認会計士協会をはじめ国内外ネットワークファーム等への出向や国際会議への出席等、BDOのネットワークを活かして、国際感覚を磨く機会を提供しています。

外部機関からのレビューへの対応は重要な取り組み事項です

外部機関からのレビュー・検査に対する、当法人の姿勢

当法人に対する外部からのレビュー・検査制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、BDO ネットワークレビュー並びに米国 PCAOB による検査があります。外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

外部からのレビュー・検査の指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項の発生可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、品質管理本部の審査・定期的検証業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

なお、日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査、海外からのレビュー・検査の状況は次のとおりです。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度を導入しています。同制度により一定期間毎に（原則として3年に1回）、監査事務所に対してレビューが実施されます。

品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載される上場会社監査事務所名簿に開示され、品質管理レビューの結果として否定的結論となった場合や改善勧告に適切な改善措置をとらなかった場合には、その概要が記載されます。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性および透明性を確保する観点から、金融庁に設置されている独立行政機関になります。公認会計士・監査審査会は、一定程度の監査法人で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果について審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施することとしています。

当該検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であると認められた場合、また、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を経て、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

海外からのレビュー・検査

BDO ネットワークファームによるレビュー

BDO ネットワークファームによるレビューは、BDO ネットワークファームに加盟する法人が、BDO ネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人の品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDO ネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※ 当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

米国 PCAOB による検査

米国PCAOB(Public Company Accounting Oversight Board：公開会社会計監視委員会)は、米国証券取引委員会(SEC)に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002年米国企業会計改革法(サーベンス・オクスリー法)に基づき設立されました。当該監査を実施するためには、会計事務所はPCAOBに登録するとともに、PCAOBによる定期検査を受ける必要があります。検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果がPCAOBから公表され、その後検査結果の対応が要求されることとなります。これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOBの登録を抹消されることとなります。

※ 米国PCAOBによる当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

10 — 海外ネットワークファーム

BDO ネットワークは世界 167 カ国、
オフィス約 1,650 拠点、約 91,000 名
グローバルに展開する専門家集団です

(2020 年 9 月末現在)



BDO JAPAN DESKの拠点

(2020 年 10 月現在)

当法人は、国際的会計ネットワークファームである BDO と提携しています。BDO は、世界 5 大会計事務所の一つであり、世界規模でネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。

各国のメンバーファームは、グローバルベースでビジョン、ノウハウ、スキルを共有しつつ、お互いの立場を尊重し、グローバルに展開するビッ

グカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

当法人は、BDO の日本メンバーとして、各国のメンバーファームと提携し、ワンネットワークファームとしてグローバルに展開する日本企業の監査を高い品質で有効かつ効率的に対応できる体制を整備しています。

BDO JAPAN DESK は、 海外進出する日本企業に ジャストフィットのサービスを提供します



当法人は、海外展開を目指す企業をバックアップするために、東南アジアおよび米国を中心に JAPAN DESK を設置し、きめ細やかなサービスを提供しています。各国 JAPAN DESK メンバーと当法人のパートナーおよび職員は、JAPAN チームと

して日本企業の進出および展開の支援を行うだけでなく、グローバル監査のリレーション役を担い、ボーダレスなワンネットワークサービスとジャストフィットサービスを心がけております。

非監査業務を支える、 国内ネットワークファーム体制

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図るため、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に集中して展開しています。非監査業務については、それぞれの分野のエキスパートである各国内ネットワークファームが担っています。

国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消、リレーション強化のため、定期的に代表者

懇談会を開催しています。高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および各国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還流させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

BDO 税理士法人

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 統括代表社員 長峰 伸之
- 主な業務内容
 - ①各種税務申告書の作成
(法人税・所得税・消費税等)
 - ②国際税務コンサルティング
 - ③移転価格コンサルティング
 - ④組織再編および事業承継に関する
税務コンサルティング
 - ⑤不動産投資を含む金融商品に関する
税務コンサルティング
 - ⑥関税 / 間接税サービス

BDO 社会保険労務士法人

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24番1号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 社員 仲田 理華
- 主な業務内容
 - ①社会保険に関する法令に基づく
申請書等の作成業務
 - ②社会保険に関する法令に基づく
申請書等の提出代行業務等
 - ③労働社会保険諸法令等に基づく
申請・届出等業務
 - ④労働社会保険諸法令等に基づく
帳簿書類作成業務

BDO アウトソーシング株式会社

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24 番 1 号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容
- ①国際税務および会計に関する
アウトソーシング業務
- ②国際税務および会計に関する
コンサルティング業務
- ③その他国際業務関連コンサルティング

BDO アドバイザリー株式会社

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24 番 1 号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 代表取締役 高瀬 武夫
- 主な業務内容
- ① M & A アドバイスサービス
- ②事業承継アドバイスサービス
- ③ビジネス・リカバリー・サービス
- ④ IPO アドバイスサービス
- ⑤経営マネジメントアドバイスサービス
- ⑥海外進出アドバイスサービス

株式会社 BDO 人事総合研究所

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24 番 1 号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 代表取締役 高瀬 武夫
- 主な業務内容
- ①組織開発支援（機能再構築、諸規程整備）
- ②評価制度再構築支援
- ③賃金制度再構築
- ④教育研修制度再構築支援
- ⑤階層別研修の講師派遣

BDO 行政書士法人

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24 番 1 号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 社員 岩瀬 洋文
- 主な業務内容
- ①出入国管理および難民認定法に規定する
申請書等の提出および提示業務
- ②「事実証明に関する書類」の作成および相談業務
- ③「権利義務に関する書類」の作成および相談業務
- ④官公署に提出する書類の作成、相談および
代理提出業務

BDO Japan 株式会社

- 本店所在地 — 東京都新宿区西新宿一丁目
24 番 1 号 エステック情報ビル
- 代表者 ——— 代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
- 国外会計事務所等の委託に基づく
情報提供サービス

12 — ガバナンス・コード対応状況

原則 1	指 針	記載箇所	
<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 07 品質管理</p>
	1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 07 品質管理</p>
	1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 07 品質管理 08 人材育成</p>
	1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 07 品質管理</p>
	1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>11 国内ネットワークファーム</p>

原則 2	指 針	記載箇所	
<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>
	2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <p>▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <p>▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p> <p>▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備</p>	<p>04 ガバナンス体制 06 コラム （品質管理本部、 管理本部 IT投資プロジェクト） 08 人材育成</p>
	2-3	<p>監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>

原則 3	指 針	記載箇所
<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>3-1 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。</p>	04 ガバナンス体制
	<p>3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。</p>	04 ガバナンス体制
	<p>3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>04 ガバナンス体制</p> <p>04 ガバナンス体制 05 独立第三者委員と理事長の対談</p> <p>07 品質管理 (ステークホルダーとの対話)</p>
	<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	04 ガバナンス体制

原則 4	指 針	記載箇所
<p>監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>4-1 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p> <p>06 コラム (管理本部 人事制度改革)</p> <p>06 コラム (業務本部 対話を通じた協働)</p>
	<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p> <p>08 人材育成 (人事評価)</p>
	<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	<p>02 三優監査法人の法人文化</p> <p>03 三優監査法人のビジョン</p> <p>04 ガバナンス体制</p> <p>07 品質管理</p> <p>08 人材育成</p>

12 — ガバナンス・コード対応状況

4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	03 三優監査法人のビジョン 07 品質管理 (ステークホルダーとの対話)
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	07 品質管理 (通報・申立制度)

原則 5	指 針	記載箇所	
<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。</p>	5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。</p>	12 ガバナンス・コード対応状況
	5-2	<p>監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方 ▶ 経営機関の構成や役割 ▶ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ▶ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 04 ガバナンス体制 07 品質管理 08 人材育成 11 国内ネットワークファーム
	5-3	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	05 独立第三者委員と理事長の対談 07 品質管理 (ステークホルダーとの対話)
	5-4	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	12 ガバナンス・コード対応状況
	5-5	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	当報告書に本原則の適用状況の評価を記載しています。

三優監査法人プロフィール

設立

1986年10月

沿革

- 1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
- 1987年 大阪市東区に大阪支社（現 大阪事務所）開設（現 大阪市北区）
- 1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設（現 福岡市中央区）
- 1995年 東京事務所（主たる事務所）を東京都新宿区に移転
- 1996年 BDO Binder BV（現 BDO International Limited）と業務提携
- 1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更
- 1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設（現 名古屋市中村区）
- 2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

資本金(出資金) (2020年6月30日現在)

7,200万円

被監査会社の概要 (2020年6月30日現在)

金商法・会社法監査	69社
金商法監査	1
会社法監査	30
学校法人監査	2
その他の法定監査	17
その他の任意監査	96
合計	215

人員数 (2020年6月30日現在)

パートナー	31名
公認会計士	89
職員	61
その他専門職員	61
事務職員	27
合計	208

国内事務所所在地

東京事務所

新宿区西新宿一丁目24番1号
 エステック情報ビル
 TEL ▶ 03-5322-3531 Fax ▶ 03-5322-3593
 Email ▶ info@bdo.or.jp

札幌事務所

札幌市中央区大通西四丁目6番地1
 札幌大通西4ビル
 TEL ▶ 011-218-1671 Fax ▶ 011-218-1672
 Email ▶ info.sapporo@bdo.or.jp

名古屋事務所

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号
 堀内ビルディング
 TEL ▶ 052-533-4011 Fax ▶ 052-533-4012
 Email ▶ info.nagoya@bdo.or.jp

大阪事務所

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
 アクア堂島NBFタワー
 TEL ▶ 06-6346-3151 Fax ▶ 06-6346-3152
 Email ▶ info.osaka@bdo.or.jp

福岡事務所

福岡市中央区天神二丁目14番13号
 天神三井ビル
 TEL ▶ 092-752-4311 Fax ▶ 092-752-4323
 Email ▶ info.fukuoka@bdo.or.jp

HPアドレス

<https://www.bdo.or.jp/>



